

消費者トラブルに注意!!



年末年始は、消費者トラブルが多発します。

「自分は大丈夫」と思わず、何か物を購入したり、契約したりする場合は、その場で決めず、家族に相談したり、よく調べたり、慎重に行動しましょう。

パターン①屋根の点検

近所で工事しているという業者が来訪し「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する」というので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、約30万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。

ひとこと助言



- 突然訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないかなど高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。



パターン②海産物の電話勧誘

自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。

ひとこと助言



- 少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話に出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。



困ったときは

可児市消費生活センター(可児市役所 商工振興課内)

早めに相談を!!

9:00~15:00 月,火,水,金 ※祝日、祭日は除く

電話番号:0574-62-1111